

平成 28 年 5 月 23 日

監 査 報 告 書

社会福祉法人 新栄会
理事長 永井清之 殿

監 事 佐 藤 慎



監 事 井 上 恵 子



社会福祉法第 40 条及び定款 11 条に基づき、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの平成 27 年度の事業年度につき、理事の業務執行の状況及び社会福祉法人新栄会の財産の状況について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告致します。

1 監査の方法の概要

監事は、理事会及び評議員会に出席する他、理事等から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、事業の報告を求めました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち、資金収支計算書（資金収支決算内訳表を含む。）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む。）、貸借対照表（貸借対照表内訳表を含む。）及び財産目録につき検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表、事業活動計算書及び資金収支計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表、事業活動計算書及び資金収支計算書は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 重要な会計方針の変更に記載のとおり、当該年度に新会計基準への移行を実施していますが、この点につき以下の事項を確認し正しく示しているものと認めます。

ア 貸借対照表価額、前期末繰越活動増減差額、前期末支払資金残高の移行

イ 基本金の配分、第4号基本金の取崩

ウ 会計基準変更に伴う国庫補助金等特別積立金の取崩の変更

- (4) 基本財産の減価償却方法の変更及びこれに対応する国庫補助金等特別積立金の取崩方法の変更を実施していますが、この変更は償却方法としてより正確な財政状態を反映しているものとして妥当性があり相当なものと認めます。

尚、対象となる以下の拠点区分の確認を致しました。

更生施設ふじみ 宿所提供施設ふじみ オルト保育園

滝野川病院及び滝野川病院附属老人保健施設

- (5) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を示しているものと認めます。
- (6) 理事の職務遂行に関する不整の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (7) その他、以下の点についても監査いたしました。それぞれに関する意見を取りまとめましたので、別添にて報告いたします。

ア 評議員会・理事会の開催状況

イ 定款・定款施行細則他規程類

ウ 雇用関係

エ 徴収不能引当金

オ 苦情解決制度

カ サービス第三者評価

以 上